

### 住宅の改修工事に伴い 固定資産税を減額

☎(260)5237 資産税課

住宅の①耐震改修工事、②バリアフリー改修工事、③省エネ改修工事において、要件を満たした場合に、申告により固定資産税を減額します。☑️居住部分の割合が延べ床面積の2分の1以上の住宅／申告期限▶改修工事完了後3か月以内／申告方法▶申告書、工事の領収書の写し(①③は現行の基準に適合した工事であることを証明する書類、長期優良住宅の場合は認定を証する書類、②は工事内容の明細書の写し、施工前後の写真も)を直接、市役所資産税課へ。※②と③は併用可。※各工事の減額の要件などは市のホームページをごらんになるか、お問い合わせください。

### 歩きスマホはやめましょう

☎(260)5118 市民生活あんぜん課

市は、「歩きスマホの防止に関する条例」により、市内の道路、駅前広場、公園などの公共の場所で、スマートフォンなどの画面を注視しながら歩行することを禁止しています。「歩きスマホ」は大変危険です。公共の場所でスマートフォンなどの画面を見るときは、通行の妨げにならない場所で、立ち止まってください。

### 夏の贈り物に「大和市特産品・ 推奨品」をご利用ください

☎(260)5167 にぎわいイベント課

大和市特産品・推奨品は、大和市特産品・推奨品協議会が、品質や味、製法、包装デザインなどに優れた商品を厳選。現在、15品目が認定されています。夏の贈り物などにぜひご利用ください。詳しくは、同協議会のホームページをごらんください。☑️同協議会事務局(大和商工会議所内)☎(263)9111。

### 井戸水の利用にご注意を

☎(260)5106 環境・公害対策課

井戸水は衛生上、散水などの生活用水として利用し、飲み水は水道水を利用することをお勧めします。やむを得ず井戸水を飲む場合は、塩素消毒や浄水設備などを設置し、水質基準を満たす適正な管理が必要です。詳しくは市のホームページをごらんになるか、お問い合わせください。

### 越境した竹木の枝の切り取りが 可能です

☎(260)5451 みどり公園課

越境された土地の所有者は、竹木の所有

者に枝を切除させる必要がある原則を維持しつつ、次のいずれかに該当する場合は、自ら枝を切り取ることができます。竹木の所有者に越境した枝を切除するよう催告したにもかかわらず、相当の期間内に切除しないとき／竹木の所有者を知ることができず、またはその所在を知ることができないとき／急迫の事情があるとき。詳しくは、市のホームページをごらんください。

### 資源選別所への持ち込みは 極力控えてください

☎(269)7343 資源循環推進課

夏季は缶、びん、ペットボトルなどの持ち込みが増加します。入場待ちで周辺道路が渋滞し通行に支障が出ると、事故などの危険性が高まります。資源選別所への資源の持ち込みは、可能な限り控えてください。ご協力をお願いします。

### 水道管の漏水調査にご協力を

☎(260)5468 下水道経営課

11月まで、県企業庁から委託された調査員が、水道管の漏水調査を実施します。同調査は宅地内の水道メーターまでを対象とし、宅地内に立ち入る際は事前に声掛けします。調査員は同庁が発行した顔写真入りの従事者証明書を携行し、腕章を着用します。☑️大和下水道営業所工務・配水課☎(261)3258。※この調査で費用を請求することはありません。※水道局職員をかたった訪問が増えています。不審に思ったら、家の中に入れてください。

### 犬の登録と狂犬病予防注射

☎(260)5661 医療健康課

犬の飼い主には飼い犬の登録と狂犬病予防注射が義務付けられています。新しく犬を飼うときには、市への登録が必要です。飼い主や住所などが変わった場合や、登録事項に変更があったときには早めに手続きをしてください。狂犬病の発生、まん延を防ぐために、年1回の狂犬病予防注射を忘れずに実施してください。

### 大和市地域活動支援センター ポピー

☎(260)5667 障がい福祉課

市は、精神に障がいのあるかたなどが地域で自立した生活を送れるよう、障害者総合支援法に基づく地域活動支援センター事業を実施しています。日常生活での困り事の相談や居場所づくり、創作活

動や運動などのプログラムがあります。くつろいだり、生活リズムを整えたりするためにご利用ください。☑️活動場所▶大和東3-15-5カミザワ店舗2階／開所日時▶火曜日～土曜日10:00～17:00(水・土曜日は20:00まで)☑️同センター☎070(1002)2022。

### 国民健康保険・後期高齢者医療 制度の「資格確認書」などを送付

国民健康保険について▶☎(260)5114 保険年金課  
後期高齢者医療制度について▶☎(260)5122 保険年金課

8月以降の健康保険の情報を記載した「資格確認書」などを7月中旬に送付します。☑️国民健康保険▶マイナ保険証の有無により、「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」(未交付者のみ)を送付。☑️後期高齢者医療制度▶8月から負担割合が変更になる人へ「資格確認書」を送付。

### 後期高齢者医療制度の 保険料通知書を送付

☎(260)5122 保険年金課

神奈川県後期高齢者医療制度の加入者全員に、今年度の年間保険料額の決定通知書を7月中旬に送付します。保険料は、令和7年中の所得額に応じて決定します。

### 児童扶養手当・特別児童扶養手 当の現況届の提出を

児童扶養手当について▶☎(260)5608 こども総務課  
特別児童扶養手当について▶☎(260)5665 障がい福祉課

現在、児童扶養手当・特別児童扶養手当

を受給している人は、受給資格の再審査のため、期間内に手続きをしてください。これらは母子・父子家庭や障がい児のいる家庭などに対する制度で、児童手当とは異なります。☑️児童扶養手当の現況届の提出期間▶8/3(月)～21(金)(土・日曜日、祝日を除く)・22(土)・30(日)／特別児童扶養手当の現況届の提出期間▶8/12(水)～9/11(金)(土・日曜日を除く)。※いずれも必要書類や手続き方法は、個別に通知します。※所得制限や支給要件があります。

### ひとり親家庭等家賃助成 現況届の提出を

☎(260)5608 こども総務課

大和市ひとり親家庭等家賃助成を受けている人に、現況届を7月中旬頃に郵送します。8/31(月)までに提出してください(郵送可)。期日までに提出がないと、助成金の支給を停止しますのでご注意ください。

### 妊娠・子育て相談

☎(260)5609 すくすく子育て課

いずれも☑️保健福祉センター／子育て何でも相談・応援センター▶☑️毎週月～金曜日8:30～17:00(祝日、年末年始を除く)☑️電話で同センター☎(260)5675へ／助産師さん何でも相談▶☑️毎週火・木曜日10:00～15:00(祝日、年末年始を除く)☑️電話で。

### マンション建て替えなどの 電話相談をご利用ください

☎(260)5422 建築指導課

住まいるダイヤル▶(公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センターによる、マン

ションの建て替えや敷地売却などに関する電話相談☑️10:00～17:00(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)☑️マンションの所有者・管理組合など☑️同センター☎0570(016)100、☎03(3556)5147。☑️マンション建替法やマンションの耐震診断などは市役所同課へお問い合わせください。

### 市街化調整区域には、 原則、建築物は建てられません

☎(260)5430 まちづくり計画課

市街化調整区域は、新たに建築物を建築することや既に建てられている建築物の用途を変更して使用することが都市計画法で制限されており、一部の行為を除いて市の許可を受けなければなりません。「簡易な建築物であれば建築しても大丈夫だろう」と思い込み、物置やコンテナなどを設置すると都市計画法違反となる可能性があります。市街化調整区域で建築物を建築したいときや土地を購入したいときは、建築物の用途などを明確にして、市役所同課へご相談ください。

### 今年の夏も火の用心

☎(261)1265 予防課

夏祭りでの火器の取り扱い▶7・8月は夏祭りが多く開催されます。対象火器(ガスコンロ、IH調理器、発電機など)を使用する露店などを開く際は、参加者が安全に楽しめるよう消火器を準備し、「露店等の開設届出書」を提出してください。☑️花火で遊ぶときの注意点▶子どもは大人と一緒に遊ぶ、燃えやすい物がない広くて安全な場所を選ぶ、風が強い日避ける、注意書きを読む、遊び終わった花火はバケ

ツの水で消す、花火をほぐしたり複数束ねて点火したりしない、人や家に向けない、花火の先端をのぞかない。

### 成年後見専門相談

☎(260)6005 大和市成年後見支援センター

成年後見制度の仕組みなどを弁護士や司法書士に相談できる窓口を開設しています。詳しくは市社会福祉協議会のホームページをごらんください。☑️市役所同課へお問い合わせください。☑️市役所同課へお問い合わせください。



### 社協会員加入のお願い

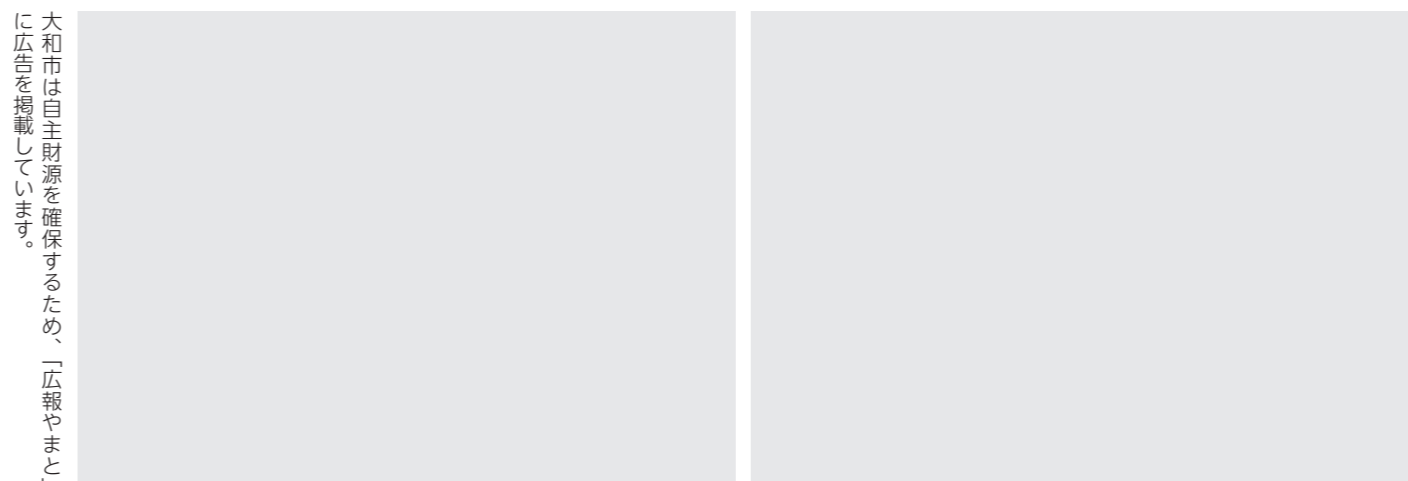
☎(260)5633 大和市社会福祉協議会

大和市社会福祉協議会は、市民や企業、福祉団体などが会員となり、地域福祉の向上を推進する社会福祉法人です。会員からの会費を主な財源として、地区社協活動への支援など、さまざまな福祉事業に取り組んでいます。今年も自治会を通じて社協会員を募集しますので、趣旨への賛同と加入をお願いします。☑️市役所同課へお問い合わせください。

### みんなでシニアクラブを作ろう

☎(260)5654 大和市シニアクラブ連合会

60歳からの「仲間づくり」「生きがいづくり」「健康づくり」のための活動。生活をもっと楽しむために、同クラブを作ってみませんか。☑️活動内容▶歌やスポーツ、旅行などのレクリエーションほか☑️概ね60歳以上の市内在住者の30人程度のグループ☑️電話で。☑️市役所同課へお問い合わせください。



大和市は自主財源を確保するため、「広報やまと」に広告を掲載しています。

「広報やまと」に掲載する広告を随時募集しています。詳しくは市のホームページをごらんください。☑️広報課☎(260)5313